

消防救第 2 2 9 号
平成 2 7 年 5 月 1 1 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 様

消防庁救急企画室長
(公 印 省 略)

エボラ出血熱の国内発生を想定した消防機関における基本的な対応の改正について

標記の件については、先般、消防庁において、「エボラ出血熱の国内発生を想定した消防機関における基本的な対応について（依頼）」（平成 26 年 10 月 28 日付け消防救第 182 号消防庁救急企画室長通知。平成 26 年 11 月 21 日一部改正。以下「10 月 28 日通知」という。）により各消防機関における基本的な対応を定めたところです。

今般、厚生労働省において、世界保健機関（WHO）による、リベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、リベリアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめ、国内発生を想定した衛生主管部（局）における基本的な対応を示した通知が改正されたことに伴い（「エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における基本的な対応について（依頼）」（平成 27 年 5 月 11 日付け健感発 0511 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（別添 2））、10 月 28 日通知の内容を別添 1 のとおり改正します。10 月 28 日通知の内容に係る改正点は下記のとおりです。

貴職においては、内容について十分に留意するとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

リベリアを削るものとしたこと。